

京都市告示第 38 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金徴収受託者とし、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成 19 年 5 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

氏名又は名称	住 所
伊藤 眞理子	京都市北区紫野上野町 3 2
吉田たばこ店 吉田 節子	京都市山科区東野門口町 1 3 - 1 山科ハイツホリデイプラザ M - 3 号

(生活環境美化センター)